

i-Construction を推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチング実施要領

【関東地方整備局運用】

1. 目的

i-Construction を推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチング（以下「マッチング」という。）は、平成 29 年 1 月 30 日に設立した i-Construction 推進コンソーシアム技術開発・導入WG（以下「技術開発WG」という。）の活動の一つであり、新技術の現場のニーズ（以下「ニーズ」という。）と開発者等の技術シーズ（以下「シーズ」という。）のマッチングによる新技術の現場導入を目的とするものである。

2. 定義

この実施要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

イ：新技術

新技術とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

ロ：技術の成立性

技術の成立性とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。

ハ：実用化

実用化とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。

ニ：従来技術

従来技術とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。

ホ：従来技術に比べ活用の効果が同程度

従来技術に比べ活用の効果が同程度とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているか又は劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合いであると判定することをいう。

3. 実施体制

国土交通省本省（以下「本省」という。）、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（以下「整備局等」という。）は、マッチングを合理的に実施するに当たり、次の体制を整備する。

（1）本省事務局

本省大臣官房技術調査課に本省事務局（以下「本省事務局」という。）を置く。

（2）整備局等事務局

整備局等の新技術活用・普及に係る業務担当課に整備局等事務局（以下「事務局」という。）を置く。事務局はマッチング実施に当たり、ニーズ・シーズ募集、マッチングイベント、マッチングの決定、現場試行後の技術評価資料の作成及び調査等を行う。

4. 実施方法

(1) 対象とする技術

開発段階にあり、実用化されていない技術を対象とし、整備局等管内の事務（管理）所（以下、「直轄」という。）等より収集された現場ニーズに対して、解決できるシーズになる可能性のあるものとする。また、建設分野以外では実用化されている技術であっても建設分野で実用化されていない技術は対象とするものとする。

- 1) 出来るだけ明確に定義づけできるよう新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録していない技術を公募対象とする。なお、過去に NETIS へ登録されており掲載終了となった技術は公募対象外とする。
- 2) NETIS に登録している技術であっても、ニーズの内容によっては、NETIS に登録されている技術を新たに改良する事により、解決できるシーズになる可能性があるものについては、対象技術とする。過去に NETIS へ登録されており掲載終了となった技術も同様とする。

(2) 実施形態

整備局等は本省事務局と連携し、事務局が主体となり（3）手続きに基づき実施するものとする。

(3) 手続き

1) ニーズの募集

- ①事務局は、直轄工事を担当する事務所等（道路、河川、港湾空港、営繕事務(管理)所、及び営繕部営繕監督室）に対してニーズの募集を行うものとする。
ニーズを応募する事務所においては、職員だけでなく、直轄工事・業務の受注者（工事監督支援業務委託者や改築工事、清掃・除草作業などの維持修繕工事、機械設備や電気通信設備などの点検整備業務の受注者）などにもニーズの有無を確認するものとする。
- ②シーズ募集の結果、マッチングが成立しなかったニーズについては、ニーズ提案者の意向を確認した上で、継続してシーズの公募の対象とするものとする。
- ③応募様式は、別紙－1 のとおりとする。
- ④調査及び募集期間は、3 週間程度を目安とする。
- ⑤NETIS 登録技術や過去のニーズ・シーズマッチング実施状況等（他の整備局等の実施状況を含む）の調査を行った上で、既に、適用可能技術があると考えられるニーズについては、シーズ公募の対象としないものとする。また、同一と思われる、又は、類似のニーズについてはグルーピング化の検討を行い、ニーズの集約を極力行い、試行対象箇所のリストを作成し、技術活用の市場規模がわかるようにするとともに現場試行等の合理化を図るものとする。

2) シーズの公募

- ①事務局は、別途定める「現場ニーズに対応する新たな技術（シーズ）に関する公募要領」によりシーズの公募を行う。
- ②公募期間は、3 週間程度を目安とする。
- ③シーズの公募対象とするニーズは、上記 1) に基づくほか、事業担当部局と相談して決定するものとする。

3) マッチングイベント

事務局は、「現場ニーズの説明会」、「技術シーズの説明会」と「個別確認」（ニーズ提案者とシーズ応募者による技術内容の相互確認を行う）で構成されるマッチングイベントを行うものとする。

4) マッチングの決定

マッチングイベント終了後、提案されたシーズについて、ニーズ提案者は様式－Ⅰ（「マッチング」における現場試行の可否の確認について）にマッチングの可否を記載し、事務局に提出するものとする。これに基づき、事務局は、ニーズ提案者及びシーズ応募者双方の意見を基に、ニーズ提案者と協議し、最終的なマッチングの成立・不成立について決定するものとする。

5) マッチング結果通知

事務局は、マッチングの成立・不成立について、下記のとおりシーズ応募者に対して通知するものとする。

① マッチング結果の通知

- ・事務局はシーズ応募者に対してマッチングの成立・不成立について文書（様式－Ⅱ マッチング結果通知書）で通知する。
- ・シーズ申請書に記載の共同開発者には選定結果の通知は行わない。

② 選定結果の公表

- ・マッチングが成立した技術は事務局から整備局等の新技術活用評価会議へ報告し、整備局等のホームページ等で公表する。

③ 選定通知の取り消し

マッチング成立技術の選定通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消してよいものとする。

- ・選定の通知を受けた者が、虚偽の申請やその他不正な行為を実施していたことが判明したとき。
- ・選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ・他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき。
- ・その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

6) 試行調査表の作成

ニーズ提案者とシーズ応募者は、現場試行に向けて調整を行い、別途定める「現場ニーズと技術シーズのマッチング試行調査表 作成要領」に基づき、双方が試行調査表（様式－1 マッチング試行調査表（案））の該当箇所を記入する。ニーズ提案者は、双方の記入内容を統合し内容を確認した上で、評価を実施する事務局と調整して試行調査表を作成する。

7) 従来技術等の確認

事務局は、6) でニーズ提案者から提出された試行調査表について、比較する従来技術の設定や、応募技術の活用効果に関する現場試行の方法や評価方法等について確認し、必要に応じてニーズ提案者にフィードバックするものとする。

8) 試行費用の負担

- ①応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成・提出、現場試行計画（現地の下見等を含む）の作成・提出、現場試行の実施並びに試行結果資料の作成・提出に要する費用は、シーズ応募者の負担とする。
- ②現場試行以外に、ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、シーズ応募者の負担とする。
- ③整備局等関係者が立会確認を行う場合、立会者に要する費用は整備局等で負担する。
- ④本公募における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでにシーズ応募者が負担した費用について、整備局等は負担しないものとする。

9) 現場試行

マッチングが成立した技術については、原則として、ニーズ提案者の現場において応募技術の性能評価検証を行うための現場試行を下記に基づいて行う。

- ①ニーズ提案者は、現場試行に向け、関係機関等との調整を行うものとする。
- ②シーズ応募者は、現場試行計画書（別添・参考 現場試行計画書様式（案））を作成し、ニーズ提案者に事前に提出するものとする。現場試行計画書には試行中に発生した各種損害等の対処方法、連絡体制を記載するものとする。
- ③ニーズ提案者は、現場試行の日程が決定したら速やかに事務局へ通知するとともに、現場試行計画書も合わせて提出する。
- ④現場試行は、ニーズ提案者の立ち合いを基本とし、必要に応じて事務局も立ち合いを行うものとする。
- ⑤現場試行に際し、公衆損害（一般、第三者）、直轄管理構造物に関する損害・現状復帰等が発生した場合はシーズ応募者の責任において対処することとする。予め各種損害等が考えられるシーズについては、必要に応じて、契約書の締結を検討するものとする。
- ⑥現場試行中に事故（第三者・シーズ応募者）が発生した場合は、速やかにニーズ提案者へ報告し、指示に従うものとする。
- ⑦シーズ応募者は現場試行終了後速やかに現場試行結果を試行結果報告書に整理してニーズ提案者に提出するものとする。
- ⑧現場試行結果の内容については、ニーズ提案者、シーズ応募者の双方了解の上、現場試行により確認した応募技術の性能評価結果を試行調査表に記入し、試行結果報告書とあわせてニーズ提案者が事務局へ提出するものとする。

5. 現場試行結果の評価

事務局は、ニーズ提案者から提出された試行調査表（現場試行による評価結果記入後のもの）に基づき、下記により現場試行結果の評価を行う。

（1）評価内容

現場試行を行って性能評価を検証した技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、ニーズ提案者から提出された試行調査表（現場試行による評価結果記入後のもの）に基づき、事務局が主体となって当該技術の技術特性を評価するものである。

6. 現場試行結果の公表等について

(1) 試行結果の公表

事務局は、現場試行結果の公表用資料を作成し、整備局等の新技術活用評価会議において承認を得た後、NETIS (URL:<http://www.netis.mlit.go.jp/>) にて公表するものとする。

なお、現場試行結果の公表に先立ち、シーズ応募者に対して整備局等の新技術活用評価会議の承認後速やかに現場試行結果の公表の通知を行うとともに、公表の意向を確認し同意のもと、公表を行うものとする。

(2) 試行結果の報告

整備局等は、新技術活用評価会議の承認後、公表資料を本省に提出する。

7. 従来技術に比べ活用の効果が同程度以上と認められた技術の扱い

現場試行の結果に応じて、実装に向けて支援を継続的に実施するものとする。具体的には以下の対応を行う。

(1) 従来技術と同等以上の活用効果が確認された技術については、速やかにシーズ応募者に対して NETIS に登録するように進言するものとする。

(2) ニーズ応募者による現場試行調査結果が良好であった技術については、以下①に指定するものとする。

なお、過去に「標準化推進技術」に指定された技術は、以下①に読み替えるものとする。

①普及促進技術

ニーズ応募者の結果において、「公共工事で活用した場合、高い効果が得られる」と評価された技術については、普及促進技術に指定する。

普及促進技術に認定された技術については、NETIS 登録を原則とする。

また、現場試行結果評価公表後に、発注者指定型において実際の工事において試行活用を行うものとする。試行活用期間は最大2年間とし、ニーズ事務所のほか事務局から紹介される事務所において試行活用が可能なものとする。

普及促進技術に認定された技術を工事等で試行活用する場合、特記仕様書等に技術名を記載するものとし、記載する技術名は事務局へ確認するものとする。

8. 改良が必要とされた技術の扱い

上記7. 以外の技術については、技術の改良後に再度マッチングに参加することなどを含め、実装に向け下記のとおり適切に支援する。

(1) 改良に対するアドバイス

事務局又はニーズ提案者は、現場試行結果を基に、経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、環境等の評価項目毎に課題を整理し、応募技術の現場導入に向けた開発支援として、現場試行で判明した課題をシーズ応募者にフィードバックするとともに、シーズ技術の普及・拡大につながる方策についてアドバイスするものとする。

(2) 現場試行の継続

事務局が下記の要件を有すると判断した場合は、技術特性や重要度に応じ、現場試行を継

続することができる。

<現場試行継続要件>

- ① 耐久性の確認等、追跡調査が必要な場合
- ② 試行調査内容を変更したうえで、改めて評価する必要がある場合
- ③ 従来技術を変更したうえで、改めて評価する必要がある場合
- ④ ニーズ提案者、シーズ応募者による評価結果にばらつきがあり、その理由が不明なため継続調査が必要とされた場合
- ⑤ ニーズ提案者、シーズ応募者が現場試行調査の継続を希望した場合
- ⑥ 上記①～⑤のいずれかの要件に加え、ニーズ提案者、シーズ応募者双方が現場試行継続に合意した場合に限るものとする。

9. 秘密の保持

- (1) シーズ応募者は、現場試行の結果（現場試行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめニーズ提案者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) シーズ応募者は、現場試行に関してニーズ提案者から貸与された情報、その他知り得た情報をシーズ応募者以外の者に漏らしてはならない。現場試行終了後においても同様とする。
- (3) シーズ応募者は、ニーズ提案者が提供した情報は、現場試行のみに使用し、他の目的には使用してはならない。また、ニーズ提案者の許可なく複製してはならない。
- (4) シーズ応募者は、本現場試行終了時にニーズ提案者からの貸与資料（書面、電子媒体）について、ニーズ提案者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行わなければならない。
- (5) シーズ応募者は、本現場試行の遂行において貸与されたニーズ提案者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかにニーズ提案者及び事務局に報告するものとする。

10. 知的財産

現場試行を通じて開発された技術等に関する知的財産の取扱いについては、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第 17 条の考え方を適用し、技術開発により生じた知的財産権をシーズ応募者から譲り受けないことを基本とする。

マッチングのフロー（参考：関東地方整備局運用）

